

津島税務署からのお願い

自宅等からのe-Tax申告にご協力を!
スマホ・PC等から簡単に申告できます!

○確定申告と感染防止対策について

例年、年明けから多くの納税者の皆様が確定申告の手続きのため税務署へ来署され、2月16日(水)から3月15日(火)までの確定申告期間には、さらに多くの納税者の皆様が確定申告会場(津島市文化会館)に来場され、大変混雑しており、長時間お待ちいただく状況にあります。

令和3年分の確定申告においても、感染防止対策を第一に考え、会場内の混雑緩和のため、**入場できる時間枠が指定された「入場整理券」方式**による会場運営を行います。

したがって、税務署や確定申告会場で対応できる納税者の人数にも限界が発生しますので、納税者の皆様の安全確保という観点におきましても、ぜひ、簡単・便利な**自宅等からのe-Tax申告にご協力をお願いします!**

○年内にe-Taxのご準備を!

①マイナンバーカード+ICカードリーダーライター又は②マイナンバーカード+マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライター等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

確定申告に備え、今のうちから、市町村でのマイナンバーカードの申請手続きまたは最寄りの税務署の窓口でのID・パスワードの発行手続きをご検討ください。

なお、ID・パスワードの発行を希望される場合には、**申告されるご本人**が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、最寄りの税務署にお越しください。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。(所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)

詳細は、国税庁ウェブサイト(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署(所得税担当)にお問い合わせください。

【国税庁ウェブサイト>税の情報・手続・用紙>税について調べる>確定申告>個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存】



問合せ先 津島税務署 個人課税部門 ☎0567・26・2161

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX番号 443・3555(共通)